

平成 22 年 12 月 1 日

資 料

(たばこ税)

財 務 省

平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日
閣議決定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

（2）たばこ税・酒税

（前略）

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税收、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。

定価改定前後における紙巻たばこの販売数量増減比(対前年同月)

